

第4期雲南市農業委員会第37回総会議事録

1. 日 時 平成26年7月18日(金) 13:00~14:25

2. 場 所 木次町 サンワーク木次 多目的ホール

3. 出席委員(35名)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	3番 錦織邦男	4番 渡部満憲
6番 日野一夫	7番 片寄健治	8番 竹下房子	9番 高島幹雄
10番 竹内 勉	11番 狩野幹美	12番 持田明典	14番 杉山正美
15番 鳥谷悦雄	16番 星野朝義	17番 川上蘆求	18番 嘉本輝雄
19番 白築 進	20番 白築美雄	21番 山本博子	22番 藤原克巳
23番 白築 剛	24番 青木征温	25番 名原玲子	26番 小田久義
27番 藤原修至	28番 高田 耕	29番 加藤一郎	30番 廣澤幸博
31番 石橋義明	32番 武田京子	33番 周藤寛洲	34番 橋本 博
35番 陶山直利	36番 勝部有二	37番 板持 庸	

4. 欠席委員(2名) 5番 宇都宮敏章 13番 高橋敬二

遅刻届委員(1名) 1番 内部武雄

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文
副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第217号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第218号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第219号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第220号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第221号 雲南市農業委員会総会議事規則の一部を改正する規則について
- ・議第222号 雲南市農業委員会互選規程の一部を改正する規程について
- ・議第223号 雲南市農業委員会傍聴規程の一部を改正する規程について
- ・議第224号 雲南市農業委員会部会会議規則を廃止する規則について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>定刻になりましたので、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。</p>
議 長	<p>ただ今から平成26年第37回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は34名であります。欠席委員は5番宇都宮委員、13番高橋委員から欠席届が出ております。また、1番内部委員から遅刻届が出ています。</p>
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第37回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、2番永井尚二委員、3番錦織邦男委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・会議等の予定について
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、ご質疑がございますか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。 それでは最初に、「議第217号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをご覧ください。「議第217号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外18筆です。地目は登記簿・現況とも田が10</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>筆、登記簿・現況とも畑が8筆、登記簿田・現況畑が1筆で面積は合計15,372㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「経営移譲年金を受給しているため、契約期間満了に伴い再設定する」ということです。譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「再設定を行い、引き続き農業経営を主宰する」ということです。賃借料は親子ということで無償です。確認は〇〇委員です。本件については、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第217号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第217号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第218号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページをご覧ください。「議第218号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は34㎡です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は急傾斜地の上であり、参道は坂道で道幅も狭く墓参に不便なため申請地に移転新設する」とのことです。平成26年6月2日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計22㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地が急傾斜地にあり、管理が困難なため移設したい」とのことです。平成26年6月2日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は1,076㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は駐車場・庭園で、駐車場区画23台分を整備されます。転用理由は、「新規開店する店舗の駐車場及び隣接の居宅の庭園としたい」とのことです。農用地区域外で、確認は1,000㎡を超えているため〇〇委員、〇〇委員のお二人です。農地区分はJR〇〇駅が概ね300メートル以内にあるため、第3種農地と判断致しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計76㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地及び駐車場で、墓碑1棟を建築、駐車区画2台分を整備されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり、参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転新設する。また、参拝のための駐車場も整備する」とのことです。平成26年6月2日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>以上、4件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p>
3 5 番	<p>申請番号3番についてです。1,000㎡を超えますので二人で確認をしました。図面の17ページをご覧ください。先ほど説明がありましたように〇〇町〇〇の中心地として、申請地の周辺に□□□□(株)の工場、JRの駅、郵便局などがあります。この度(有)〇〇〇〇の□□□□さんがカフェ店を開店されます。地元も喜んでおります。この店舗の駐車場等として整備されます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第218号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第218号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第219号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の11ページからご覧ください。「議第215号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿畑・現況宅地、面積は合計10.84㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は宅地進入路を建設されます。転用理由は、「宅地進入路が狭く不便であり、整備拡張し利用したい」ということです。始末書が提出されておりました、「平成26年3月に宅地進入路として造成し利用してきた」ということです。農用地除外事前了承が平成26年6月2日に出ております。土地代は、10アール当り4,612,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は52㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は宅地拡張です。転用理由は、「隣接地に住宅を新築するのに伴い、申請地を庭園として利用したい」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。土地代は、1</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>0アール当り 22,019,000 円、確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況とも畑、面積は 1,036 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の宗教法人□□□□代表役員□□□□さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画 24 台分を造成されます。転用理由は、「現在、神社に駐車場がなく祭事等の際、不便なため新たに駐車場を整備したい」ということです。農用地除外事前了承が平成 26年6月2日に出ております。土地代は、神社に寄付ということで無償、確認は〇〇委員、〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 197 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は駐車場で、パイプ車庫 1 棟 18.00 m²、駐車区画 3 台分を建設されます。転用理由は、「現在利用している駐車場が狭く不便であるため、申請地を駐車場として利用したい」ということです。農用地区域外で土地代は、10アール当り 12,690,000 円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの2番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号5番から7番は、同一の申請案件です。図面は46ページから参考にご覧ください。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計 113 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の宗教法人□□□□代表役員□□□□さんです。転用目的は参道、駐車場で、駐車区画 10 台分を造成されます。転用理由は、「現在の参道は狭く又大型車等の乗り入れも困難で神社管理上不便であり参道を新設する」ということです。農用地除外事前了承が平成 26年6月2日に出ております。土地代は10アール当たり 300,000 円で、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 421 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の宗教法人□□□□代表役員□□□□さんです。転用目的は参道、駐車場で、駐車区画 10 台分を造成されます。転用理由、確認委員、農地区分、土地代、許可条項は先ほどの5番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号7番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計 177 m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の宗教法人□□□□代表役員□□□□さんです。転用目的は参道、駐車場で、駐車区画 10 台分を造成されます。転用理由、確認委員、農地区分、土地代、許可条項は先ほどの5番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号8番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>1,430㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は雲南市です。転用目的は駐車場で、駐車区画60台分を造成されます。転用理由は、「特別養護老人ホーム□□□□の増床に伴い、駐車場を整備する」ということです。農用地区域外で土地代は、寄付ということで無償、確認は〇〇委員、〇〇委員です。農地区分は「申請地からおおむね300m以内に雲南市役所掛合総合センターがある」ことから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>以上8件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認された委員さんで補足説明等ありませんか。</p>
12番	<p>申請番号1番についてです。本日、〇〇委員が欠席ですので代わって補足説明を行います。図面28ページをご覧ください。譲受人の□□□□さんの先代が、△△さんから借り受け進入路として利用されていました。この度□□□□さんが舗装するにあたり調べられたところ、登記がしていない事実が発覚しまして、今回申請された次第です。申し訳なかったということです。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
21番	<p>申請番号3番についてです。面積が1,036㎡ということで〇〇委員と二人で確認しました。譲渡人□□□□さんの実家は、△△神社の100メートル近くにあります。神社に駐車場がないということで、土地を寄付されました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
8番	<p>申請番号8番についてです。面積が1,000㎡以上ということで〇〇委員と二人で確認しました。譲渡人のお兄さんが亡くなられ、□□□□さんが相続されました。その後、□□□□さんは雲南市に寄付されました。図面54ページをご覧ください。現在の駐車場を特別養護老人ホーム□□□□の増床部分として建築されます。これに伴い申請地に駐車場60台分を整備されます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局並びに確認委員から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第219号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第219号農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第220号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の15ページからご覧ください。「議第220号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。</p> <p>今回の案件は大東町1件、加茂町1件、三刀屋町1件、吉田町1件、掛合町1件の計5件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議願います。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号3番の案件がございますので、協議の際、「議事参与の制限」にご配慮ください。</p> <p>13時55分までに、ご協議をお願いします。</p> <p>(13時40分から14時00分まで各町で協議)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p>
議 長	<p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。最初に、議事参与に関わる案件であります申請番号3番を除く案件についてご審議いただきます。</p>
議 長	<p>大東町より順次発表をお願いします。</p>
29番	<p>大東町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
16番	<p>三刀屋町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
3 1 番	吉田町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
2 3 番	掛合町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>議事参与に関わる案件であります申請番号3番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第220号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、議事参与に関わる案件であります申請番号3番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号3番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、18番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	それでは、申請番号3番の案件について、先ほどご協議いただいて結果を〇〇町より発表いただきます。
6 番	許可妥当と判断しましたので、よろしくお願いいいたします。
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますがご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	お諮りいたします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>「議第２２０号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号３番は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第２２０号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号３番は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>〇〇委員には、着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、規則の改正等を一括上程します。「議第２２１号雲南市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について」、「議第２２２号雲南市農業委員会互選規程の一部を改正する規程について」、「議第２２３号雲南市農業委員会傍聴規程の一部を改正する規程について」、「議第２２４号雲南市農業委員会部会会議規則を廃止する規則について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議第２２１号雲南市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について」、「議第２２２号雲南市農業委員会互選規程の一部を改正する規程について」、「議第２２３号雲南市農業委員会傍聴規程の一部を改正する規程について」、「議第２２４号雲南市農業委員会部会会議規則を廃止する規則について」を一括説明します。</p> <p>平成２０年７月２０日から第３期がスタートし、部会制を廃止し総会制に移行した経過があります。その際に、条例、規則等を改正しました。しかし、一部改正されていない規則等が残っておりました。法令審査会から改正等の指示等がありまして、この度現状に合わせる形で改正をさせていただきたく議案の上程をした次第です。</p> <p>それでは、２０ページ「議第２２１号雲南市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について」です。雲南市農業委員会総会会議規則（平成１６年雲南市農業委員会規則第１号）を次のように改正する。第１４条の見出し中「部会長」を「運営委員長及び専門委員長」に改め、同条中「部会の所掌」を「運営委員会及び専門委員会（以下「委員会」という。）」に、「部会の審議」を「委員会の審議」に、「部会長」を「委員長」に改める。第１５条（見出しを含む。）中「部会長」を「委員長」に改める。この規則は、公布の日から施行する。ご承認いただければ今日から施行となります。詳細は新旧対照表をご覧ください。</p> <p>次に、２３ページ「議第２２２号雲南市農業委員会互選規程（平成１６年雲南市農業委員会告示第２号）の一部を改正する規程について」です。雲南市農業委員会互選規程の一部を次のように改正する。第１条中「農地部会及び農政部会」を「運営委員</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>会及び専門委員会」に、「部会委員」を「委員会委員」に改める。第2条中「部会委員の互選会は、各部会ごとに」を「委員会委員の互選は、委員会ごとに」に、「同条第2号の委員」を「同条第2号の委員の」に改める。第3条本文中「部会委員に」を「委員会委員に」に改め、同条ただし書中「すべての部会委員」を「全ての委員会委員」に改める。第8条第5号中「当該部会の委員」を「当該委員会の委員」に改める。第13条の前の見出し中「部会員」を「委員会委員」に改め、同条中「部会委員」を「委員会委員」に改める。第14条第1項中「当選人につき」を「、当選人につき」に、「部会委員」を「委員会委員」に改める。第15条中「部会委員」を「委員会委員」に改める。第16条中「部会名」を「委員会名」に改める。第17条及び第18条第2項中「少なくとも」を「、少なくとも」に、「部会委員」を「委員会委員」に改める。この告示は、公布の日から施行する。ご承認いただければ今日から施行となります。詳細は新旧対照表をご覧ください。</p> <p>次に、28ページ「議第223号雲南市農業委員会傍聴規程の一部を改正する規程について」です。雲南市農業委員会傍聴規程（平成19年雲南市農業委員会規程第1号）を次のように改正する。「部会長」を「委員長」に改める。この規程は、公布の日から施行する。ご承認いただければ今日から施行となります。詳細は新旧対照表をご覧ください。</p> <p>次に、32ページ「議第224号雲南市農業委員会部会会議規則を廃止する規則について」です。雲南市農業委員会部会会議規則（平成16年雲南市農業委員会規則第2号）は、廃止する。この規則は、公布の日から施行する。ご承認いただければ今日から施行となります。</p> <p>以上です。ご審議お願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
28番	<p>部会制が廃止され総会制に移行し会議等も行われてきたところですが、議事録との関係はどうなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>平成20年7月20日から雲南市農業委員会運営委員会の設置及び運営規定、雲南市農業委員会専門委員会の運営規定を定めて運用しておりますので、これまでの議事録で対応させていただきたいと考えます。ご理解よろしく願います。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第221号雲南市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について」、「議第222号雲南市農業委員会互選規程の一部を改正する規程について」、「議第223号雲南市農業委員会傍聴規程の一部を改正する規程について」、「議第224号雲南市農業委員会部会会議規則を廃止する規則について」は、提案のとおり改正することにご異議はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第221号雲南市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について」、「議第222号雲南市農業委員会互選規程の一部を改正する規程について」、「議第223号雲南市農業委員会傍聴規程の一部を改正する規程について」、「議第224号雲南市農業委員会部会会議規則を廃止する規則について」は、提案のとおり改正することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p> <p>第4期農業委員の任期は7月19日までです。</p>
議 長	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p>
議 長	<p>ご着席願います。</p> <p>次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。</p> <p>【その他事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業委員会慶弔会計決算について (2) 平成26年度農林水産大臣表彰について (3) 農業委員会活動記録簿集計表及び平成25年度農業委員会活動事例集 (4) 平成26年度雲南市農業委員会活動報告について (5) 第5期雲南市農業委員会第1回総会のスケジュールについて

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____